

令和6年11月19日

公告書

三岐通運株式会社
代表取締役 土城 淳

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成20年10月24日三重県条例第41号）（以下「条例」という。）第23条第2項の規定に基づき説明会実施状況概要を作成致しましたので、下記のとおり公告を実施致します。

条例第2条第2項第9号に規定する関係住民等（以下「関係住民等」という。）は本事業計画について生活環境の保全上の見地による意見書を弊社に提出することができます。

1. 事業計画書の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	三岐通運株式会社
代表者の氏名	代表取締役 土城 淳
主たる住所	三重県四日市市富田三丁目22番79号
連絡先	059-365-6331

2. 事業計画地並びに産業廃棄物の処理施設の種類の、処理能力及び処理する産業廃棄物の種類

事業計画地	三重県いなべ市北勢町中山字宮ノ南111番地7
処理施設の種類の	施行令第7条第7号 廃プラスチック類の破碎施設 (廃タイヤに限る)
処理能力及び処理する 産業廃棄物の種類の	12.0t/日(8h)×1基 廃プラスチック類(廃タイヤに限る)

3. 説明会の実施状況の概要を縦覧する場所及び時間

縦覧の場所	三岐通運株式会社 環境資源事業部 事務所
縦覧の開始予定日	令和6年11月19日
縦覧時間	8時30分～17時00分(12時00分～13時00分除く) (土曜日・日曜日・祝日を除く)

4. 意見書の提出期限、提出先

提出期限	令和6年12月13日
提出先	〒511-0417 三重県いなべ市北勢町瀬木 575 三岐通運株式会社 環境資源事業部
提出方法	持参又は郵送 ※提出期限日必着 (持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く)
様式	規定なし 記載事項については下記のとおり ① 住所、氏名、法人にあつては名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地、関係住民の別（条例第2条第2項第9イからハ） ② 意見書に係る事業計画書の氏名及び事業計画地並びに産業廃棄物の処理施設の種類 ③ 事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見

5. その他手続き等

見解書の縦覧	意見書の提出があつたときは、意見書に対する弊社の見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
再意見の提出	見解書を縦覧した場合、関係住民等は見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書面（以下「再意見書」という。）を弊社に提出することができます。
再見解書の縦覧	再意見書の提出があつたときは、再意見書に対する弊社見解を記載した書面（以下「再意見書」という。）を作成し、縦覧に供します。
備考	見解書及び再見解書の縦覧の場所、期間及び時間並びに再意見書の提出期限及び提出先等については、弊社ウェブサイト（ https://www.sangi-tuuun.co.jp/ ）に掲載します。